

平成30年 8月 2日

各介護サービス事業所 管理者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

平成30年7月豪雨に関する災害における介護報酬等の日割り計算について

このことについては、平成30年7月11日付で厚生労働省より事務連絡が発出されていますが、月額包括報酬請求サービスの介護報酬等（総合事業の現行相当型サービス及び基準緩和型サービスを含む。）の日割り計算の考え方について、次のとおり補足しますので、各事業者におかれましては内容を御確認のうえ、適切に請求事務等を行っていただきますようお願いいたします。

1 基本の考え方

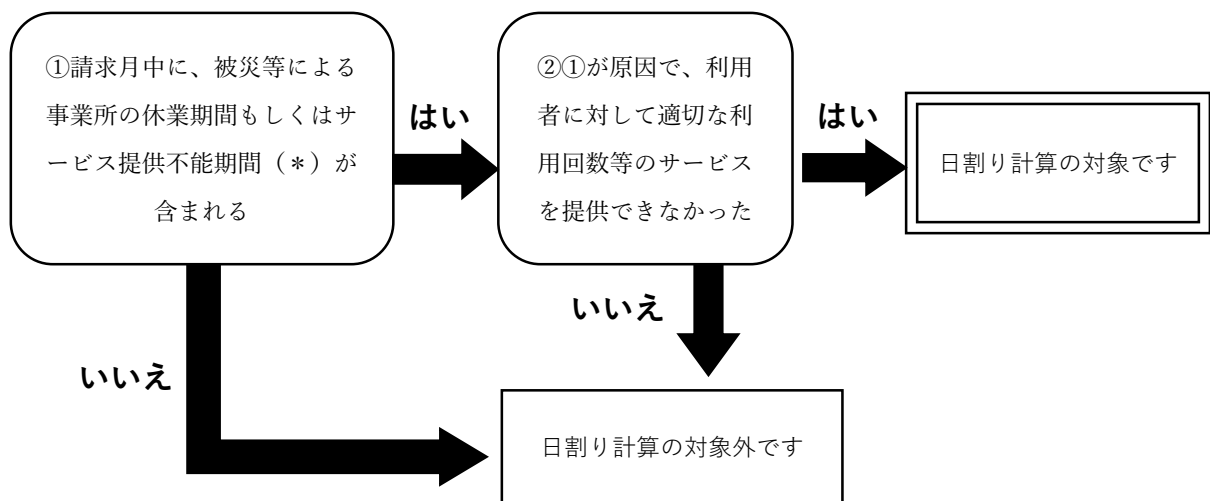
* 平成30年7月11日付国事務連絡「平成30年7月豪雨に関する災害における介護報酬等の取扱いについて」を参考

今般の被災等により、介護サービス事業所が休業し、利用者に対して、居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、日割り計算を行う。

一方、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

日割り計算の方法は、月の総日数から、被災の影響により休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分について請求する。

2 日割り計算簡易診断フロー



（*）サービス提供不能期間とは

休業はしていないが、事業所側の事情により、利用者にサービスの提供が不可能となった期間のことを指し、「事業所側の事情」の具体例として、事業所の送迎車輛の故障や近隣道路の寸断により、送迎を要する利用者にサービス提供できなかったことや、人員が揃わなかったことにより一部の利用者にサービス提供ができなかったことなどが挙げられます。

3 日割り計算となる事例

事例1 被災等により休業し、利用者に対して適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合

→月の総日数から**休業期間（定期休業日を含む。）**を差し引いた**日数分**について請求

例) 休業期間 7/6～7/11、休業により予定していた 7/10 のサービスが提供できなかった

平成 30 年 7 月	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
休業期間											
サービス提供（予定）日	○					⊖		○			

月の総日数	差し引くべき日数	日割りとして算定する日
31日	－ 6日	= 25日

事例2 休業はしていないが、事業所としてサービスを提供できる体制が整わず、利用者に適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合

→月の総日数から、「中止となったサービスの提供予定日」から「サービス提供が可能になった日の前日」までを差し引いた**日数分**について請求

例) 送迎車が故障し送迎が困難となったことから、7/6～7/13の間、一部の利用者に対しサービス提供不能となり、それにより予定していた 7/10 と 7/12 のサービスが提供できなかった

平成 30 年 7 月	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
サービス提供不能期間											
サービス提供（予定）日	○					⊖		⊖			

月の総日数	差し引くべき日数	日割りとして算定する日数
31日	－ 4日	= 27日

例) 事業所の人員不足により毎週金曜日（7/6 と 7/13）のサービス提供ができなくなり、それにより予定していたサービスが提供できなかった

平成 30 年 7 月	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
サービス提供不能期間		×							×		
サービス提供（予定）日		⊖			○				⊖		

月の総日数	差し引くべき日数	日割りとして算定する日数
31日	－ 2日	= 29日

※ 結果として週2回のサービスが上記の理由で週1回の提供となったとしても、週1回相当の月額包括報酬単位を用いるのではなく、当初計画していた単位数（週2回の月額包括報酬単位数）を日割りしたもので請求してください。

例) 利用者の自宅近辺の道路が陥没し、復旧までの間(7/6～7/13)、利用者に対してサービス提供ができなくなり、それにより予定していた7/9と7/12のサービスが提供できなかった

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
サービス提供不能期間											
サービス提供(予定)日	○				⊖			⊖			

月の総日数	差し引くべき日数	日割りとして算定する日数
31日	－ 5日	= 26日

4 日割り計算とならない事例

事例3 被災等により休業したが、提供日に影響がなく、利用者に対して適切な利用回数等のサービスが提供できた場合

→日割り計算は行わない

例) 7/7～7/11の間休業したが、予定していた7/5と7/12のサービスは計画通り提供できた

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
休業期間											
サービス提供(予定)日	○							○			

事例4 被災等により休業したが、提供日の振替などにより、利用者に対して適切な利用回数等のサービスが提供できた場合

→日割り計算は行わない

例) 7/6～7/11の間休業したため、7/9に提供予定だったものを7/12に振り替えて計画に基づく適切な利用回数等のサービスを提供した

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
休業期間											
サービス提供(予定)日		○			⊖			○	○		

振替

事例5 利用者側の事情により、予定していたサービスが提供できなかった場合

→日割り計算は行わない

例) 7/6と7/13にサービス利用を予定していたが、利用者が長男宅に数日間避難するため7/6の利用をキャンセルした場合

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
サービス提供(予定)日		⊖							○		

利用者側の事情でキャンセル

問い合わせ先：

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
認定・給付係

TEL:082-504-2363／FAX:082-504-2136

MAIL:kaigo@city.hiroshima.lg.jp